

外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する 法律施行規則の一部を改正する命令案の概要

1. 改正命令案の概要

外国為替及び外国貿易法に基づく届出・報告の手続については、「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」を利用することでオンラインでの提出が可能となっております。

令和9年1月から、外国為替の取引等の報告に関する省令第3条第1項に基づく別紙様式第三による報告を行う際に利用可能な、スマートフォン等を活用して報告書の作成及び提出ができる「様式3スマート報告」のサービスが提供される予定です。これに伴い、様式3スマート報告の利用に関する手続等を定めた「外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」について、今般所要の規定の整備を行う予定です（第4条及び第5条第1項関係）。

2. 今後の予定

令和8年8月までを目処に改正命令の公布、令和9年1月4日を施行の日とする予定です。

内閣府、総務省、財務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第 号
経済産業省、国土交通省、環境省

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

財務大臣 片山さつき

文部科学大臣 松本 洋平

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 金子 恭之

環境大臣 石原 宏高

外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令
令

外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年文部科学省
内閣府

、総務省、財務省、
、厚生労働省、農林水産省、令第二号）の一部を次のように改正する。
、国土交通省、環境省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

(事前届出)

第四条 電子情報処理組織を使用して前条の規定による申請等を行うおうとする者は、当該申請等において利用する次の各号に掲げるソフトウェア（日本銀行が提供するものに限る。）の区分に応じ、当該各号に定める事項をあらかじめ日本銀行に届け出なければならない。

- 一 別表の四の項の中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく報告のみに利用されるソフトウェア 電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいう。次条第一項において同じ。）及び暗証符号

- 二 前号に掲げるソフトウェア以外のソフトウェア 次に掲げる事項

- イ 氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

- ロ 希望する識別符号の数

- ハ その他参考となるべき事項

「号を削る。」

2 日本銀行は、前項第二号の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号及び暗証符号を通知するものとする。

改正前

(事前届出)

第四条 電子情報処理組織を使用して前条の規定による申請等を行うおうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ日本銀行に届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

- 二 希望する識別符号の数

- 三 その他参考となるべき事項

2 日本銀行は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号及び暗証符号を通知するものとする。

3 第一項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を日本銀行に届け出なければならぬ。

4 「略」

(別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等の入力事項等)

第五条 別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関して電子情報処理組織を使用して当該申請等を行う者は、日本銀行の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項並びに前条第一項第一号の規定により届け出た電子メールアドレス及び暗証符号又は同条第二項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等を行わなければならない。

〔2〕4 略〕

3 第一項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を中止したときは、遅滞なく、その旨を日本銀行に届け出なければならない。

4 「同上」

(別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等の入力事項等)

第五条 別表中欄に掲げる法令の同表下欄に掲げる規定に基づく申請等に関して電子情報処理組織を使用して当該申請等を行う者は、日本銀行の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項並びに前条第二項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等を行わなければならない。

〔2〕4 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この命令は、令和九年一月四日から施行する。